
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 社会福祉活動部会運営規程

社会福祉活動部会規程第1号
2013年6月15日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた社会福祉活動部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

社会福祉活動部会は、県社士会が広く一般市民に対して持つ社会的役割を、相談援助活動、権利擁護活動、その他の社会貢献活動を通じて実践することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において社会福祉活動部会と称す機関を置く。
2. 社会福祉活動部会は、県社士会の会員で構成する。部会長は、県社士会の理事とする

（機能及び事業内容）

第3条

社会福祉活動部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. 福祉に関する無料相談会等の相談援助活動
2. 県民、市民に向けた社会福祉貢献活動
3. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条

この規程に定めるもののほか、社会福祉活動部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年8月21日から施行する。
この規程は、2008年5月11日から施行する。
この規程は、2013年6月15日から施行する。